

学校法人須賀学園役員(理事・監事)・評議員名簿

(令和 7 年 6 月 2 6 日)

[理 事]

1 号 (学長・校長)	定数 1～3	選任 1	須賀英之 (宇都宮共和大学長,宇短大学長 宇短大附属中学・高校校長)
2 号 (評議員会選任)	定数 2～4	選任 2	片柳伸一 (ヤオハン社長) 稲 寿 (栃木県護国神社宮司)
3 号 (学識経験者)	定数 4～6	選任 5	百田裕子 (宇都宮短期大学副学長) 須藤揮一郎 (元栃木県副知事) 河田 隆 (宇都宮共和大学副学長) 萩原俊和 (宇短大附属中学・高校教頭) 中川裕雅 (中川特殊鋼専務執行役員・ 寄 6－1－3 但書)
合 計	定数 7～13	選任 8	

※ 寄附行為第 1 4 条第 2 項の規定による理事長に須賀英之を選任

※ 寄附行為第 1 4 条第 3 項の規定による代表業務執行理事に中川裕雅を選任

※ 寄附行為に特別の定めがある場合を除き、任期は 4 年である。

[監 事]

定数 2～3	選任 2	齊藤秀雄 (元足利銀行執行役) 齋藤 隆 (元栃木県銀行協会専務理事)
-----------	------	--

※ 寄附行為に特別の定めがある場合を除き、任期は 4 年である。

[評議員]

1 号 (法人職員)	定数 2 ～ 5	選任 3	齊藤浩二 (宇短大附属中学・高校教頭) 新井啓泰 (宇都宮短期大学音楽科学科長) 田部井信芳 (宇都宮共和大学 シティライフ学部学部長)
2 号 (卒業者)	定数 2 ～ 5	選任 2	平出諭規典 (宇短大附属高校卒業者) 新井陸晃 (宇都宮共和大学卒業者)
3 号 (学識経験者)	定数 5 ～ 7	選任 5	須賀房江 (東京学芸大名誉教授) 倉持太郎 (医療法人英心会理事長) 横堀太郎 (弁護士) 星野隆一 (富士興産社長) 栗原健人 (金輪山明静山住職)
合 計	定数 9 ～17	選任 10	

※ 寄附行為に特別の定めがある場合を除き、任期は4年である。

学校法人須賀学園の役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人須賀学園の寄附行為第 条の規定に基き、役員の報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員の報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (3) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次に定める額の報酬等を支給するものとする。

- (1) 役員報酬
- (2) 退職慰労金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、次に掲げる各号の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 理事長 月額 450,000円
- (2) 理事 年額 200,000円
- (3) 監事 年額 200,000円

2 役員の退職慰労金は、役員報酬の年額に、在任した年数を乗じた金額とする。ただし、在任期間が6年を超える場合は、6年とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 理事長の報酬 毎月21日(但し、支給日が土曜日、日曜日及び祝日に当たる場合は、その前日に支払うものとする。)

(2) 理事長以外の理事及び監事の報酬 毎年12月10日(但し、支給日が土曜日、日曜日及び祝日に当たる場合は、その前日に支払うものとする。)

(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内
2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、職員の旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 学校法人須賀学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。